

自動車保険見積もりキャンペーン実施中！

現在ご加入の自動車保険証券(写)をご提出いただくと

素敵なプレゼントを差し上げます！

期間：2017年12月1日～2018年11月30日

期間中にご加入の自動車保険証券(写)をご提出いただいた方全員に
下記より1つを差し上げます！ 全て先着順です！！

今治タオル ブランド箱入り



モバイルクリーナー

モバイルクリーナー

2017年MOL卓上カレンダーの表紙柄をプリントした高性能クロスです。メガネ拭きやスマホクロスとして両面お使いいただけ、洗って繰り返し使用可能です。
社名ロゴ入り。
W180×H150(mm)



1. ご退職後も自動車保険をご継続いただける場合には、ご退職後もOBとして割引を継続します！
2. 保険料のお支払は保険始期月の2ヶ月後から給与引き去り！OBの方は年一括払指定口座から振替が可能です！

商船三井グループ 団体扱自動車保険 4 つの メリット



1 大口団体割引で20.0%割安！！
年一括払いにするとさらに5%もお得！！
団体扱割引20.0%は、2018年1月1日から2018年12月31日までを保険期間の始期日とする契約に適用されます。割引率は、毎年の団体の損害率等により見直されます。

2 ご契約時に現金は不要です！！
保険料は初回より給与からの引去なので、お支払いもラクラクです！（OBの方は口座振替年一括払い）

3 無事故割増引は継承します！！
他の保険会社（農協共済、全労済（マイカー共済）、教職員共済等を含みます。）からの切り替えでも、無事故割増引（ノンフリート等級）を引き継ぐことができます。
※一部等級が継承できない共済がございます。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4 同居のご親族が所有されている車もOK！！
記名被保険者・車両所有者はご契約者、ご契約者の配偶者、ご契約者またはその配偶者の同居の親族、別居の扶養親族に限りです。（契約者はご本人のみ）

お手続き方法は裏面をご参照下さい

◆◆お問い合わせは・ご相談は…◆◆

【取扱代理店】

商船三井興産(株) 保険営業部

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-3-6

TEL：0120-853-370（フリーダイヤル） FAX：03-3517-5310

e-mail：hoken-mok@mo-kosan.co.jp

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険(株) 船舶営業部 第五課

TEL：03-3259-3395 FAX：03-3259-7216

(2017年11月作成)

東京海上日動火災保険(株) 船舶営業部 営業第二課

TEL：03-3285-1763 FAX：03-3285-0213

(2017年11月作成)
(17-TC00643)

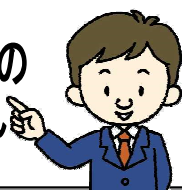
損害保険ジャパン日本興亜(株) 船舶営業部 第一課

TEL：03-3231-4229 FAX：03-3231-9934

(2017年11月作成)
(SJNK17-14133)

step1

現在ご加入の自動車保険の
証券コピーをご用意ください



※証券（写）は必ず両面全てコピーしてください。
※お得な団体扱自動車保険をお見積もりさせていただく条件は、以下の【団体扱自動車保険お見積もりについて】をご覧ください。
※既に団体扱自動車保険でご契約いただいている証券（写）は対象外とさせていただきます。

step2

下記に必要事項を記載の上、
証券（写）と一緒にFAX
または社内メールください

必ず締切日
までに！



FAXの場合

FAXNo. : 03-3517-5310

社内メールの場合

hoken-mok@mo-kosan.co.jp

step3

別途取扱代理店より
プレゼントを差し上げます
あわせて、(団体扱)自動車
保険の見積りをご案内します

こんなに
お得なんだ！



※満期月にあわせ、(団体扱)自動車保険のお見積もりを個別にご案内させていただきます。
※あくまで(団体扱)自動車保険のお見積もりであり、加入を強要するもの等ではありません。



お得な団体扱自動車保険のメリットは
取扱代理店までお問い合わせください。

キリトリ線

<FAX No. : 03-3517-5310>

商船三井興産 保険営業部 (担当:伊藤) 行

氏名		会社名	
		所属名	
TEL		E-mail	

<下記必ずご一読の上、ご提出ください>

【個人情報の取扱について】

- ・ご提出いただいた自動車保険証券情報等をもとに、取扱代理店または引受保険会社より(団体扱)自動車保険その他の商品のご案内またはお見積もりを実施させていただきます。その他の目的に使用することはありません。

【団体扱自動車保険お見積もりについて】

- ・団体扱自動車保険のお見積もりをご案内(ご契約のお引受け)させていただくには、ご契約者、記名被保険者および車両所有者は次の条件に合致する必要があります。

ご契約者：団体に勤務され毎月の給与の支払いを受けている方(団体が保険加入を認めている退職者を含みます。)

記名被保険者および車両所有者：ご契約者、ご契約者の配偶者、ご契約者またはその配偶者の同居の親族、ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族

●上記に合致しない場合は、団体扱としない自動車保険でのお見積もりを実施させていただきます。

●(団体扱)自動車保険の詳細につきましては、パンフレットをご覧ください。

●なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。団体扱特約失効時の取り扱い等については、取扱代理店までお問い合わせください。